

『河川協力団体の募集』に向けた説明会

場所：仙台河川国道事務所 2階 第一会議室

日時：平成25年12月18日（水）13：30～

司会：河川管理課 高梨河川管理課長

○あいさつ 仙台河川国道事務所 大場副所長

○内容説明

1. はじめに（水防法及び河川法の一部改正について）
2. 河川協力団体の概要について
3. 河川協力団体制の指定について（申請資格を含む）
4. 河川協力団体の主な活動
5. 河川協力団体に指定されると
6. 河川協力団体のメリット
7. 第1次指定に向け

【資料1】パートナーシップの拡充で安全・安心で活気のある地域づくりを

【資料2】河川協力団体制度の創設

【資料3】河川協力団体募集要項【イメージ】

【資料4】河川協力団体申請書

【資料5】直近おおむね5年間の活動実績報告書（案）

【資料6】指定後おおむね5年間の活動実施計画書（案）

【資料7】暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

【資料8】河川協力団体の活動以外は河川協力団体の名称を使用しない誓約書

パートナーシップの拡充で 安全・安心で活気ある地域づくりを

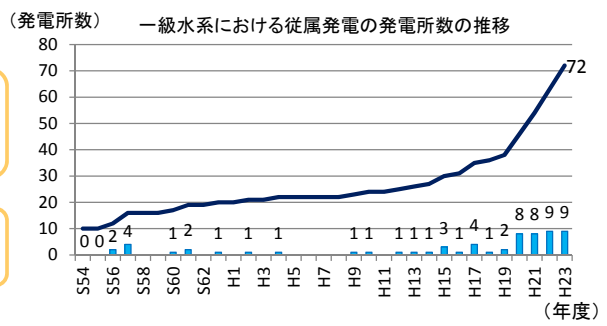
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が
第183回通常国会において成立し、
平成25年6月12日に公布されました。

従属発電についての登録制の導入（法律の公布後6月以内施行）

現状

小水力発電は、再生可能エネルギーとして、かつ地域振興につながる新たな事業分野として期待

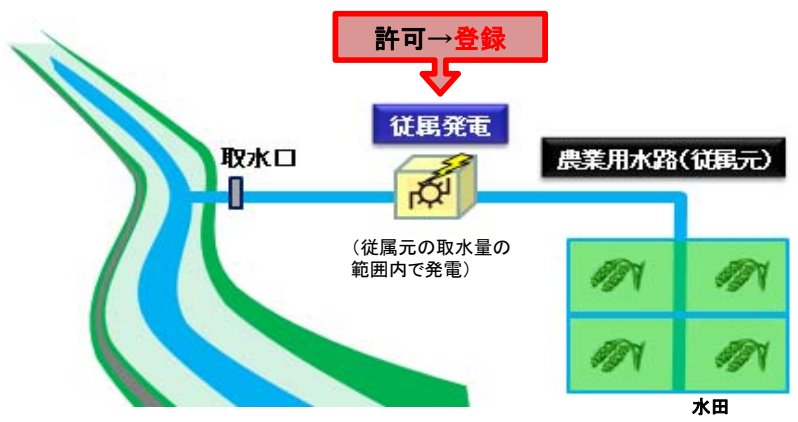
特に、農業用水路等を利用した小水力発電（従属発電）に注目



⇒ 小水力発電の導入を促進するため一層の手続の簡素化・円滑化が必要

改正内容

従属発電について登録制を導入



- 審査要件の明確化（一定の要件を満たせば登録）
- 関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要に

- ・水利使用手続の簡素化・円滑化
- ・水利権取得までの期間の大幅短縮（5ヶ月→1ヶ月）

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表）

（平成25年6月12日作成）



頻発する水害と水防力の低下
施設の老朽化
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入（小水力発電）

【主な改正内容】

- ・ 河川管理者と地域の水防活動との連携強化
- ・ 事業者による自衛水防の推進
- ・ 水防協力団体制度の拡充
- ・ 施設の維持・修繕基準の策定
- ・ 河川協力団体制度の創設
- ・ 従属発電に登録制を導入（手続簡素化）



平成25年6月
国土交通省水管理・国土保全局

水防活動への多様な主体の参画（法律の公布後1月以内施行）

現状

近年頻発する集中豪雨による浸水被害



平成23年台風12号(熊野川(和歌山県))



平成24年7月九州北部豪雨(矢部川の決壊)

地下街等の浸水被害



平成15年7月
地下鉄博多駅の浸水



平成24年10月 ハリケーンサンディ
地下鉄駅の浸水

大規模工場の浸水による サプライチェーンの寸断



平成23年9月チャオプラヤ川(タイ)
ロジヤナ工業団地の浸水

⇒ 地域の水防力の低下に対応するために、水防の担い手の拡大が必要

改正内容

河川管理者による水防への協力

- 水防計画に河川管理者による水防への協力(情報提供、資機材の提供等)を位置付け、同計画に基づく協力を義務付け

事業者による自衛水防の推進

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保又は浸水防止の取組(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)を促進
 - ・地下街等
 - ・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・大規模工場等(施設所有者の申出が前提)
- 事業者の自衛水防組織の構成員に市町村長から洪水予報等の情報を直接伝達

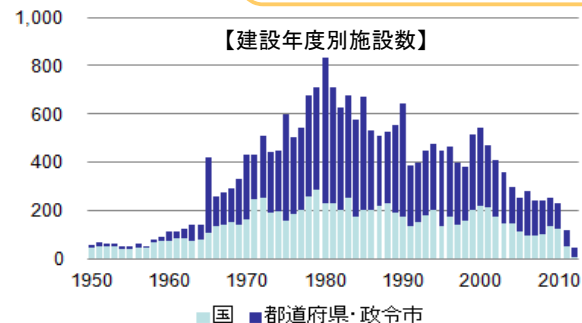
民間企業等による水防活動への協力(水防協力団体の対象拡大)

- 水防協力団体の対象範囲を営利法人を含む民間企業や町内会等の法人格を有しない団体にも拡大

河川管理施設の老朽化対策等（法律の公布後6月以内施行）

現状

河川管理施設の4割以上が築40年以上の施設



ポンプ設備の逆流防止弁の破損状況



老朽化護岸の状況

⇒ 安全を持続的に確保するため維持管理を適確に実施する仕組みが必要

改正内容

河川管理施設の維持・修繕の基準の策定

- 河川管理施設及び許可工作物を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- これを徹底するため、維持・修繕の基準を策定(政令で規定)



堤防点検



施設点検



樋管ゲートの点検



ゲート設備の点検・整備

民間による河川環境の保全等の活動を促進（法律の公布後1月以内施行）

現状

多くの民間団体が河川管理に資する活動を自発的に行っている



水草の除去作業



地域住民によるパトロール



鳥類調査



環境学習の状況

⇒ 河川管理の充実を図るため、これらの団体の活動の支援が必要

改正内容

河川協力団体制度の創設

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体を河川協力団体として指定
 - (主な活動)
 - ・河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持、情報収集、調査研究、普及啓発等
- 河川管理者からの河川管理施設の維持等の委託先に民間団体を追加

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

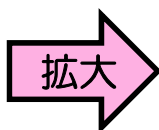


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）

河川協力団体募集要項【イメージ】

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

<例示>

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
 - ・ワンド、置き石の設置
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類・植物の生息マップの提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する水生生物調査
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・安全利用講習
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・…

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・〇〇川 約〇〇k から約〇〇k の国管理区間
- ・〇〇川 約〇〇k から約〇〇k の国管理区間
- ・△△ダムの国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑥、⑦、⑨の要件を満たすことを証する書類
- キ 3 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- ク その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前〇〇時から午後〇〇時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

〇〇地方整備局〇〇事務所〇〇課〇〇係

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Eメール 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又は北海道開発局開発建設部（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活

動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

8 結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇〇〇課〇〇〇係
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
Eメール 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第58条の8第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第3第6, 7, 9号の要件を満たすことを証する書類
- 7 河川協力団体指定準則第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 8 その他河川管理者が必要と認める書類

直近おおむね5年間の活動実績報告書(案)

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性(活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、()内に具体的な活動内容を記載してください(複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料(写し)を添付してください(例:河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成／昭和 ____ 年 ____ 月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上。

指定後おおむね5年間の活動実施計画書（案）

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

→次のページへ続く

(様式一計画) 2枚目

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

⑩

当申請者は、下記について相違がないことを確約します。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

河川協力団体の活動以外は河川協力団体の名称を使用しない誓約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

当申請者は、河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動
以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約します。

パートナーシップの拡充で 安全・安心で活気ある地域づくりを

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が
第183回通常国会において成立し、
平成25年6月12日に公布されました。



頻発する水害と 水防力の低下 施設の老朽化 地域資源を活用した再生可能 エネルギーの導入(小水力発電)

【主な改正内容】

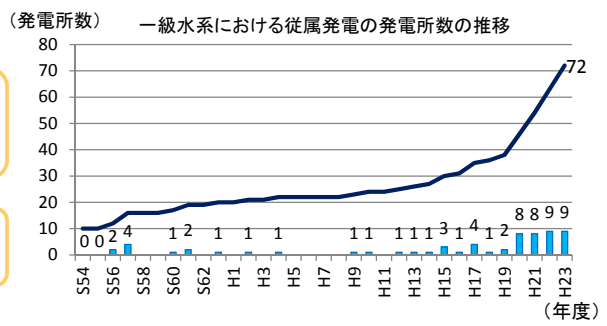
- 河川管理者と地域の水防活動との連携強化
- 事業者による自衛水防の推進
- 水防協力団体制度の拡充
- 施設の維持・修繕基準の策定
- 河川協力団体制度の創設
- 従属発電に登録制を導入(手続簡素化)

従属発電についての登録制の導入（法律の公布後6月以内施行）

現状

小水力発電は、再生可能エネルギーとして、かつ地域振興につながる新たな事業分野として期待

特に、農業用水路等を利用した小水力発電(従属発電)に注目



⇒ 小水力発電の導入を促進するため一層の手続の簡素化・円滑化が必要

改正内容

従属発電について登録制を導入



- 審査要件の明確化(一定の要件を満たせば登録)
- 関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要に

- ・水利使用手続の簡素化・円滑化
- ・水利権取得までの期間の大幅短縮(5ヶ月→1ヶ月)

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111 (代表)



平成25年6月
国土交通省水管理・国土保全局

水防活動への多様な主体の参画（法律の公布後1月以内施行）

現状

近年頻発する集中豪雨による浸水被害



平成23年台風12号(熊野川(和歌山県))



平成24年7月九州北部豪雨(矢部川の決壊)

地下街等の浸水被害



平成15年7月
地下鉄博多駅の浸水



平成24年10月 ハリケーンサンディ
地下鉄駅の浸水

大規模工場の浸水による サプライチェーンの寸断



平成23年9月チャオプラヤ川(タイ)
ロジヤナ工業団地の浸水

⇒ 地域の水防力の低下に対応するために、水防の担手の拡大が必要

改正内容

河川管理者による水防への協力

- 水防計画に河川管理者による水防への協力(情報提供、資機材の提供等)を位置付け、同計画に基づく協力を義務付け

事業者による自衛水防の推進

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保又は浸水防止の取組(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)を促進
 - ・地下街等
 - ・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
 - ・大規模工場等(施設所有者の申出が前提)
- 事業者の自衛水防組織の構成員に市町村長から洪水予報等の情報を直接伝達

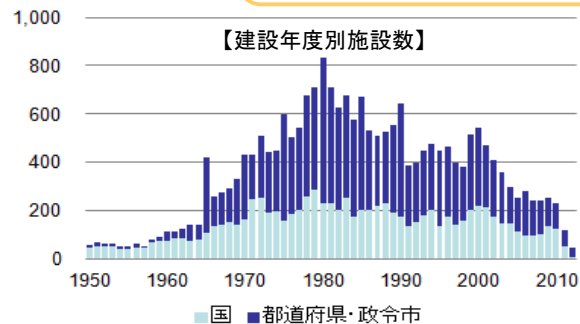
民間企業等による水防活動への協力(水防協力団体の対象拡大)

- 水防協力団体の対象範囲を営利法人を含む民間企業や町内会等の法人格を有しない団体にも拡大

河川管理施設の老朽化対策等（法律の公布後6月以内施行）

現状

河川管理施設の4割以上が築40年以上の施設



ポンプ設備の逆流防止弁の破損状況



老朽化護岸の状況

⇒ 安全を持続的に確保するため維持管理を適確に実施する仕組みが必要

改正内容

河川管理施設の維持・修繕の基準の策定

- 河川管理施設及び許可工作物を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- これを徹底するため、維持・修繕の基準を策定(政令で規定)



堤防点検



施設点検



樋管ゲートの点検



ゲート設備の点検・整備

民間による河川環境の保全等の活動を促進（法律の公布後1月以内施行）

現状

多くの民間団体が河川管理に資する活動を自発的に行っている



水草の除去作業



地域住民によるパトロール



鳥類調査



環境学習の状況

⇒ 河川管理の充実を図るため、これらの団体の活動の支援が必要

改正内容

河川協力団体制度の創設

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体を河川協力団体として指定
 - (主な活動)
 - ・河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持、情報収集、調査研究、普及啓発等
- 河川管理者からの河川管理施設の維持等の委託先に民間団体を追加

河川協力団体制度の創設

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

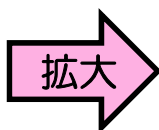


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）

河川協力団体募集要項【イメージ】

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

<例示>

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
 - ・ワンド、置き石の設置
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類・植物の生息マップの提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する水生生物調査
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・安全利用講習
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・…

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・〇〇川 約〇〇k から約〇〇k の国管理区間
- ・〇〇川 約〇〇k から約〇〇k の国管理区間
- ・△△ダムの国管理区間

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑥、⑦、⑨の要件を満たすことを証する書類
- キ 3 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- ク その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前〇〇時から午後〇〇時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

〇〇地方整備局〇〇事務所〇〇課〇〇係

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Eメール 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する地方整備局の事務所又は北海道開発局開発建設部（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活

動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

8 結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇〇〇課〇〇〇係
TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
Eメール 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第58条の8第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第3第6, 7, 9号の要件を満たすことを証する書類
- 7 河川協力団体指定準則第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 8 その他河川管理者が必要と認める書類

(様式一報告) 1枚目

直近おおむね5年間の活動実績報告書(案)

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性(活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、()内に具体的な活動内容を記載してください(複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料(写し)を添付してください(例:河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上。

指定後おおむね5年間の活動実施計画書（案）

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

→次のページへ続く

(様式一計画) 2枚目

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

当申請者は、下記について相違がないことを確約します。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

河川協力団体の活動以外は河川協力団体の名称を使用しない誓約書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

当申請者は、河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動
以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約します。